

個人番号カード 暗証番号設定について

◎暗証番号を下記の表へ記入してください。(申請者控えとなります)

個人番号カードへ設定する暗証番号となります。

①・②は電子証明書を発行希望された方のみ記入してください。

※15歳未満の方へは原則発行されません。

③・④は必須の暗証番号ですので、必ず記入をお願いします。



様式第2

様

十和田市役所 市民課
連絡先 0176-51-6755

個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票

暗証番号は、電子証明書ごと、アプリごとに設定されており、それぞれの仕組みを利用するために必要となるものです。ご記入いただき、大切に保管していただきますようお願い致します。

また、暗証番号を設定することにより、第三者のなりすましを防いでいます。暗証番号はみだりに他者に教えないようにしてください。

なお、暗証番号は、入力を連続して3回（署名用電子証明書は5回）間違えるとロックされ、その場合、市町村の窓口にお越しただいて暗証番号の再設定を行う必要がありますのでご注意ください。

①署名用電子証明書 暗証番号																			
②利用者証明用電子証明書 暗証番号																			
③住民基本台帳用 暗証番号																			
④券面事項入力補助用 暗証番号																			

①署名用電子証明書を利用するための暗証番号

※署名用電子証明書…インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み。

②利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号

※利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組み。

③住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号

④個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

注意事項

個人番号カードの有効期限

- 20歳以上の方は発行から10回目の誕生日までです。
- 20歳未満の方は発行から5回目の誕生日までです。
- 有効期間満了の3ヶ月前から、市民課窓口で申請できます。



電子証明書について

有効期間は原則発行日から5回目の誕生日までです。ただし、個人番号カードの有効期限が満了した場合は電子証明書の有効期間も切れることになります。

有効期限を個人番号カードの「電子証明書の有効期限」欄に記載してください。

住所、氏名、性別、生年月日に変更があった場合、署名用電子証明書は自動的に失効します。転入や婚姻などの届出の際、新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。利用者証明用電子証明書は氏名、住所等を記載事項としないことから引越しや婚姻などによる失効はありません。

紛失した場合

直ちに個人番号コールセンターへご連絡し、個人番号カード機能停止を行ってください。併せて、市民課窓口へ紛失等の届出が必要です。

個人番号コールセンター 0120-95-0178 (フリーダイヤル)
0570-783-578 (全国共通ナビダイヤル)
※繋がらない場合は、050-3818-1250

暗証番号について

第3者なりすまし防止のため、他人に教えないでください。

暗証番号を記入した紙は大切に保管してください。

入力を連続して3回(署名用電子証明書は5回)間違えるとロックされます。ロックの解除および暗証番号の再設定の場合は市民課窓口までおいでください。なお、電子証明書の暗証番号の変更はご自宅のパソコンから行うことができます。(ただし、規定のカードリーダーが必要です。)

住所・氏名などに変更があったとき

引越しや婚姻などの場合は新しい住所や氏名を記載します。転入届や婚姻届等の提出に併せて市民課窓口までお持ちください。

個人番号総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

公的個人認証サービスポータルサイト

<http://www.jpki.go.jp/>

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町6番1号

十和田市役所 市民課

0176-51-6755(直通)